

(趣旨)

第1条 この内規は、愛媛大学先端研究・学術推進機構学術研究会議規程第7条第1項の規定に基づき、愛媛大学先端研究・学術推進機構学術研究会議に置く愛媛大学先端研究・学術推進機構学術研究会議埋蔵文化財小委員会（以下「小委員会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(審議事項)

第2条 小委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 愛媛大学先端研究・学術推進機構埋蔵文化財調査室（以下「調査室」という。）の運営に係る基本事項に関すること。
- (2) 調査室の予算及び決算に関すること。
- (3) 愛媛大学の施設整備に伴う埋蔵文化財の発掘調査に関すること。
- (4) 愛媛大学の埋蔵文化財の保護に係る重要事項に関すること。
- (5) その他調査室の運営に関すること。

(組織)

第3条 小委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 愛媛大学先端研究・学術推進機構長（以下「機構長」という。）
- (2) 調査室長
- (3) 調査室の専任教員
- (4) 関連学部等の専任教員 若干人
- (5) 研究支援部長及び施設基盤部長
- (6) その他委員長が必要と認めた者

2 前項第4号の委員は、当該教員の所属する当該学部等の長の推薦に基づき、機構長が委嘱する。

3 第1項第4号の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第4条 小委員会に委員長を置き、機構長をもって充てる。

- 2 委員長は、小委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代行する。

(議事)

第5条 小委員会は、委員の過半数が出席しなければ議事を開くことができない。

2 議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第6条 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者を出席させ、説明又は意見を聴くことができる。

(事務)

第7条 小委員会に関する事務は、研究支援部研究支援課及び施設基盤部施設企画課において処理する。

(雑則)

第8条 この規程に定めるもののほか、小委員会の運営に関し必要な事項は、小委員会が定める。

附 則

この内規は、平成26年4月10日から施行し、平成26年4月1日から適用する。